

岐阜県公報

第二千八百十七号
平成二十九年一月二十七日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(地域福祉国保課)

三七^{ページ}

告示

道路の区域変更

道路の供用開始

建築基準法に基づく道路の位置指定

保安林に指定する予定

公示

開発行為の工事の完了

(建築指導課)

四二

(道路維持課)

四〇

(同)

四一

(建築指導課)

四一

(可茂農林事務所)

四二

規則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則(昭和五十年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十九条及び第二十条を削る。

第十八条の二中「別記第三十七号の様式」を「別記第三十九号様式」に改め、同条を第二十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(生活保護費等県負担金請求書)

第十九条 市長は、法第七十三条各号に掲げる費用を県に請求するときは、半期ごとに生活保護費等県負担金請求書(別記第三十八号様式)に積算書を添えて、知事の指

定する日までに知事に提出するものとする。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

別記第三十八号様式及び別記第三十九号様式を削る。

別記第三十七号の様式中「~~第38号様式~~」を「~~第39号様式~~」に改め、同様式を別記第三十九号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年一月二十七日

別記第四十号様式を次のように改める。
第40号様式 削除

第 3 8 号 様 式 (第 1 9 条 関 係)

生活保護費等県負担金請求書

請求額 円

生活保護法第 7 3 条 各 号 に 掲 げ る 費 用 に 係 る 年 度 生 活 保 護 費 等 県 負 担 金 (半 期 分) に 関 係 書 類 を 添 えて 請 求 し ます。

年 月 日

市長 印

岐阜県知事 様

関係書類

- 1 (別紙) 計算書
- 2 その他参考書類

(別紙)

生 活 保 護 費 等 県 負 担 金 計 算 書

単位 : 円

(市名 :)
(年 月 ~ 月分)

区 分	支出額 (A)	収入額 (B)	県負担基本額 (A-B) (C)	県負担金額 (C×1/4)
生活扶助費				
住宅扶助費				
教育扶助費				
介護扶助費				
医療扶助費				
出産扶助費				
生業扶助費				
葬祭扶助費				
小 計				
保護施設事務費 及 委託事務費				
就労自立給付金費				
合 計				

別記第四十三号様式を次のように改める。

第 43 号様式 (第 24 条関係)

年度 月分生活保護費経理状況報告書

県事務所

福祉事務所

区 分	支 出 済 額			国 庫 負 担 金 所 要 額 (ウ×3/4) (エ)	本 月 分 まで の 国 庫 負 担 金 支 出 済 額 (オ)	差 引 過 不 足 額 (オ-エ) (カ)	備 考
	前 月 まで の 支 出 済 額 累 計 (ア)	本 月 分 支 出 済 額 (イ)	本 月 まで の 支 出 済 額 累 計 (ア+イ) (ウ)				
生活扶助費	円	円	円	円	円	円	
住宅扶助費							
教育扶助費							
介護扶助費							
医療扶助費							
出産扶助費							
生業扶助費							
葬祭扶助費							
小 計							
施設事務費 及 委託事務費							
就 労 自 立 給 付 金 費							
合 計							

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第十九条の規定は、平成二十九年度以後の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第七十三条各号に掲げる費用として県が負担するものに係る請求について適用し、平成二十八年度以前と同条各号に掲げる費用として県が負担するものに係る請求及び実績報告については、なお従前の例による。

告示

岐阜県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更別前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百十八号	山県市葛原字上之馬場四六八九番三地先から同市同字同六九〇番二地先まで	前 後	四〇・〇 二〇・〇	三〇・〇 三〇・〇	

岐阜県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更別前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百十八号	山県市葛原字森平三三五九番一地从先から同市同字同一番一地从先まで	前 後	五二・〇 七五・〇	三〇・〇 三〇・〇	

岐阜県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更別前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	高惣鷲線	郡上市高鷲町鷲見字寺会津一三三三番一地从先から同市同町同字同一三二九番四地先まで	前 後	三六・〇 九七・〇	四六・二 四六・二	

岐阜県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	恵那線 八百津線	恵那市飯地町字烏帽子岩一 四三番一地先から 同市同町字同 四三番七六地先まで	一 一	六〇四	平成 二九・一・二七	平成 二九・一・三三

岐阜県告示第三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二二一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	年月日
----	----------	----------	------	-----

中濃建築事務所長

羽島郡岐南町みやまち三丁目一 五番九	四・八〇	二〇・五	岐西建築第 一四四号の	平成 二九・一・二四
瑞穂市祖父江字伯母塚東一〇二番 四	五・〇〇	二二・三	岐西建築第 一四四号の	同 二・二五
本巣市政田字仙道下七二二番一三 及び七〇七番の一部	六・〇〇 六・三	七〇・三	岐西建築第 一四四号の	同 二・九
揖斐郡大野町大字公郷字宝南一三 三四番八及び一三三五番二の一部	六・〇〇	一〇二・七	岐西建築第 一四四号の	同 二・二四
瑞穂市牛牧字野畑一五三五番四	四・八〇	三二・八	岐西建築第 一四四号の	同 二・八

東濃建築事務所長

美濃加茂市加茂野町鷹之巣字頭割 二一〇六番一四から二一〇八番四 まで	六・〇〇 六・三	五二・五	中建築第四 一号の一	平成 二九・一・五
美濃加茂市加茂野町加茂野字西野 二二一番一	六・〇〇 六・三	六三・七	中建築第四 一号の一	同 二・五
美濃加茂市加茂野町加茂野字西野 二二一番一〇	六・三	七〇・〇	同	同
可児郡御嵩町上恵土字塚脇八〇四 番四	四・五	三六・三	中建築第四 一号の一	同 二・一三
美濃市大字松森字水戸六六五番一 六	六・〇〇	六三・三	中建築第四 一号の一	同 二・二
美濃加茂市西町七丁目二二一番四 及び二二一番の一部	六・三	三三・七	中建築第四 一号の一	同 二・七
関市倉知字下倉知一五三八番四の 一部及び一五四〇番四	六・〇〇	七七・二	中建築第四 一号の一	同 二・二六
関市倉知字下倉知一五三八番四の 一部	六・〇〇	二〇・元	同	同

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	年月日
----	----------	----------	------	-----

<p>同 二八・一〇・一一 同 二八・一一・五</p>	<p>同 二八・八・二五</p>	<p>同 二八・一〇・一一 同 二八・一一・五</p>	<p>同 二八・八・二五</p>	<p>安八郡安八町中字坊野二二九九番一外 三九筆及び安八町所管法定外公共物 (道路及び水路)</p>	<p>養老郡養老町一色字栢ノ木二三四二番 一の二部、一三四一、一三四二番 一の二部及び一三四三番一の二部</p>	<p>道路</p>	<p>道路・消防 の用に供す る貯水施設</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>和歌山県和歌山市中島一八五番地の三 株式会社オクワ 代表取締役 神 吉 康 成</p>	<p>海津市南濃町津屋二八二一三 一八 有限会社池田製作所 代表取締役 池 田 智 才 江</p>	<p>株式会社伊田屋 代表取締役 河 尻 吉 雄</p>
---------------------------------	------------------	---------------------------------	------------------	--	--	-----------	----------------------------------	----------	----------	--	---	----------------------------------

平成二十九年一月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社